

入 札 条 件

本工事は、低入札価格調査制度による調査基準価格（制度適用価格）を設定しています。この調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格の入札があった場合は、下記 2 の失格基準による判定をしたうえで、落札者を決定します。この場合は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならないことがあります。

記

1. 調査基準価格

調査基準価格（税抜）は、予定価格（税抜）算出の基礎となった次に掲げる額（1 円未満切捨て）の合計額とします。

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2. 失格基準

(1) 失格基準価格による判定

調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいるときは、次のとおり失格基準価格を設定します。ただし、下記ア及びイにおいて算定対象者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて合計額を算定するものとします。

ア 入札者（予定価格を超過して入札した者を除く。以下、3(1)において同じ。）が 5 者以上の場合、入札価格の低い順に入札者の 8 割（小数点以下切上げ）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に 10 分の 9.5 を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1 円未満切捨て）

イ 入札者が 4 者又は 3 者の場合は、入札価格の低い順に入札者の 8 割（小数点以下切捨て）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に 10 分の 9.5 を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1 円未満切捨て）

ウ 入札者が 2 者又は 1 者の場合は、調査基準価格に 10 分の 9.5 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）

この失格基準価格に満たない価格により入札した者にあつては、契約内容に適合した履行がなされないおそれが高いものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とします。ただし、全ての入札者が失格基準価格に満たない価格により入札した場合は、失格基準価格による判定はしないものとします。

(2) 数値的判断による判定基準

次に掲げる基準に満たない価格により入札した者にあつては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれが高いものと判断し、失格とします。

- ① 直接工事費について、設計額の 90%を下回る場合
- ② 共通仮設費について、設計額の 80%を下回る場合
- ③ 現場管理費について、設計額の 80%を下回る場合

④ 一般管理費等について、設計額の50%を下回る場合

ただし、全ての入札者が基準に満たない場合は、数値的判断基準による判定はしないものとし、発注者の設計額における各費目にそれぞれ基準に掲げた割合を乗じて得た額の合計額(1円未満切捨て)に満たない価格により入札した者のみを失格とします。

3. 現場代理人、主任技術者(監理技術者)、監理技術者補佐及び専任補助者の兼務禁止について

調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合には、現場代理人、主任技術者(監理技術者)、監理技術者補佐及び専任補助者(総合評価落札方式において配置できる技術者)の兼務は認めないこととします。

なお、主任技術者(監理技術者)については、入札参加資格の要件で専任を求めている場合、他の工事と兼務することは可能ですが、現場代理人は現場に常駐することが義務付けられることから、原則として他の工事と兼務することはできません。

4. 配置技術者の増員について(予定価格1億円以上の工事のみ)

専任の主任技術者(監理技術者)の配置が義務づけられている予定価格1億円以上の工事において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合は、主任技術者(監理技術者)とは別に、公告に明示した入札参加資格要件(工事経験を除く。)を満たす技術者(以下「増員配置技術者」という。)を、専任で1名現場に配置することとします。(増員配置技術者(主任技術者又は監理技術者以外の技術者)が現場代理人及び専任補助者を兼務することは認めない。特定共同企業体と契約する工事においては、構成員ごとに1名ずつ配置すること。)

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者(監理技術者)を補助し、主任技術者(監理技術者)と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとします。

5. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて

(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記(以下「別記」という。)条項は以下のとおり読み替えて適用します。

- ① 別記第4条第3項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。
- ② 別記第4条第6項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。
- ③ 別記第50条第2項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。

(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。

なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。

- ① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。
- ② 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。
- ③ 別記第34条第7項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10

分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。

- (3) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除ができる期間は、引渡しを受けた日から4年（設備機器本体等に係るものである場合には2年）以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。
- ① 別記第52条第1項中「引渡しを受けた日から2年」とあるのは「引渡しを受けた日から4年」と読み替えて適用する。
 - ② 別記第52条第2項中「引渡しを受けた日から1年」とあるのは「引渡しを受けた日から2年」と読み替えて適用する。
- (4) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る現場代理人は、4に基づき主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐及び専任補助者との兼務を認めないものとし、別記第10条第5項「現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。」とあるのは「現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専任補助者は、これを兼ねることができない。」と読み替えて適用します。

数値的判断による判定基準

1 判定基準

工 事 の 費 目	判定基準
直 接 工 事 費	90%
共 通 仮 設 費	80%
現 場 管 理 費	80%
一 般 管 理 費 等	50%

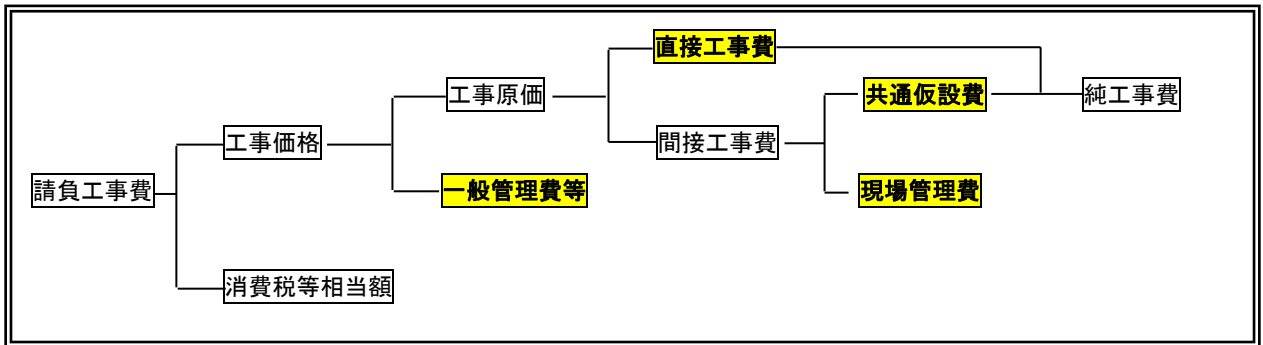
2 判定基準の適用区分

1に定める判定基準の適用区分は、工事費の構成に従い以下のとおりとし、入札公告に明示することとする。

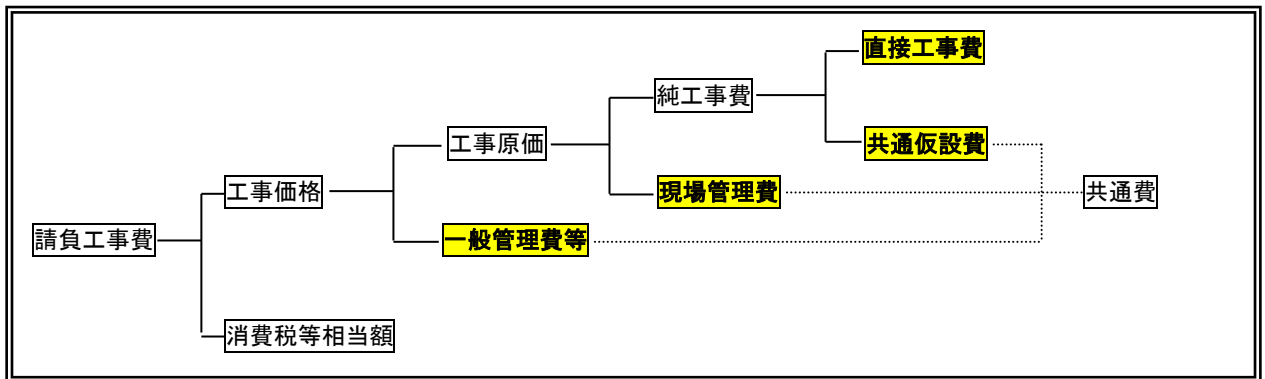
ただし、以下の適用区分のいずれにも該当しない場合は、別途当該工事に係る適用区分を作成し、入札公告に明示することとする。

なお、「1 土木系工事」「2 建築系工事」以外の適用区分に該当する工事については、工事価格を構成する各費目の区分が複雑になるため、受発注者間で認識のずれを生じさせないように、閲覧等を行う設計書の備考欄に、判定基準に示す4つの費目のいずれに分類されるかを併せて明示することとする。

1 土木系工事

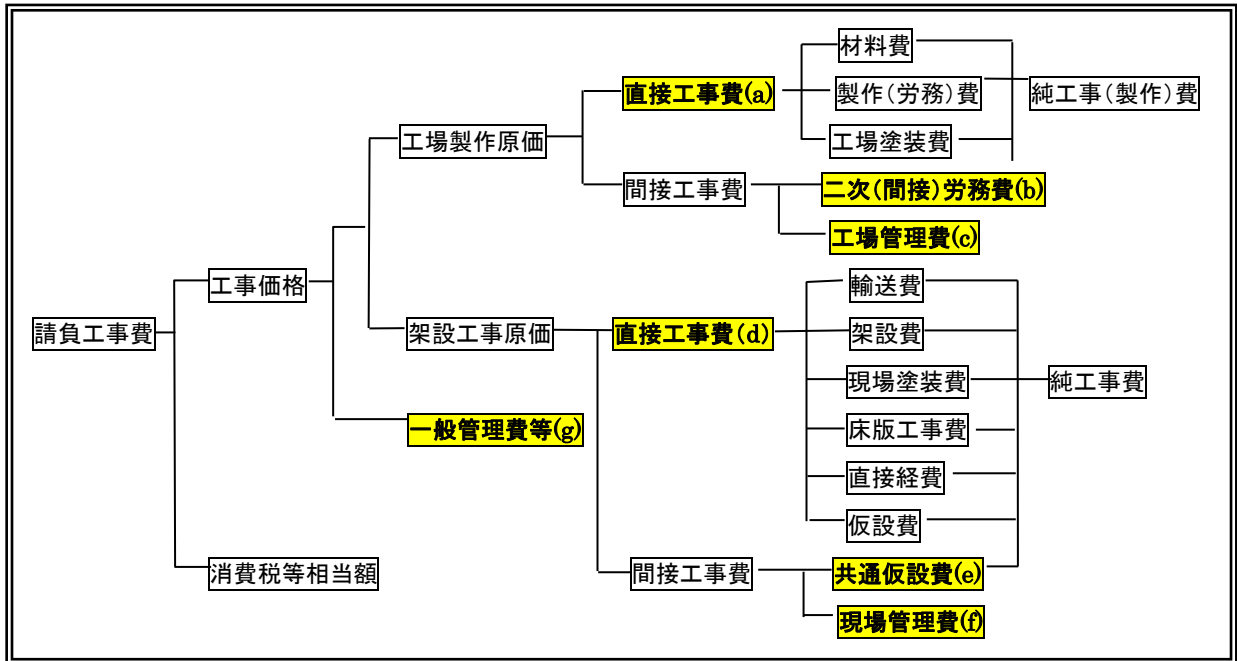


2 建築系工事



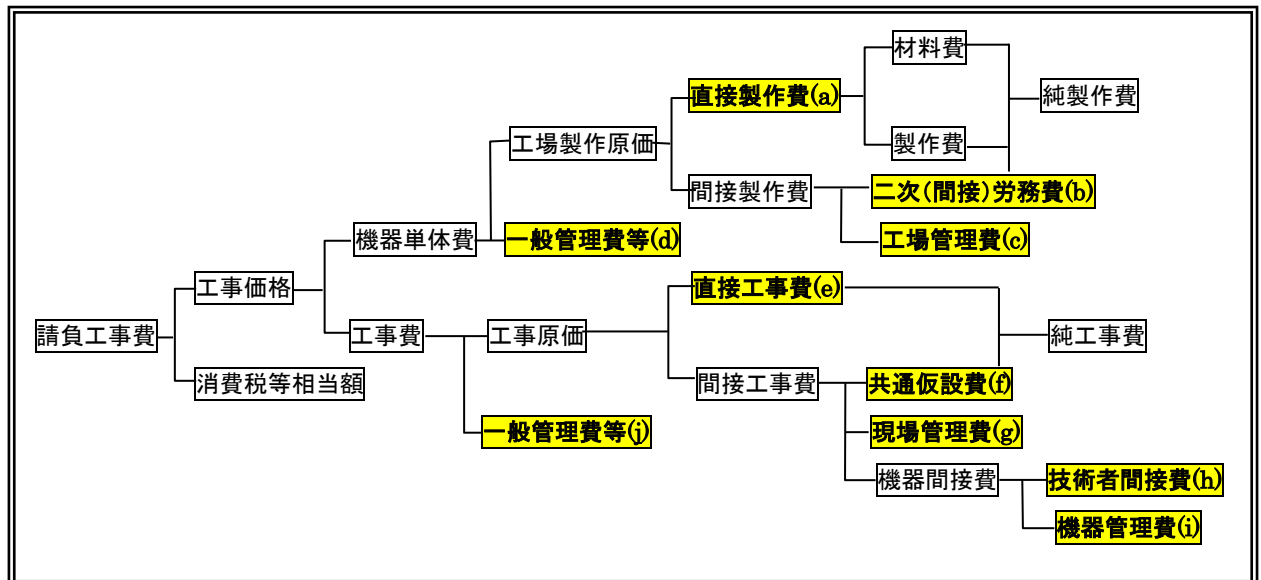
3 上記1、2の請負工事費構成とならない工事（製作費が含まれる工事等）

ア 橋梁上部工・鉄塔・反射板工事等で工場製作が含まれる工事



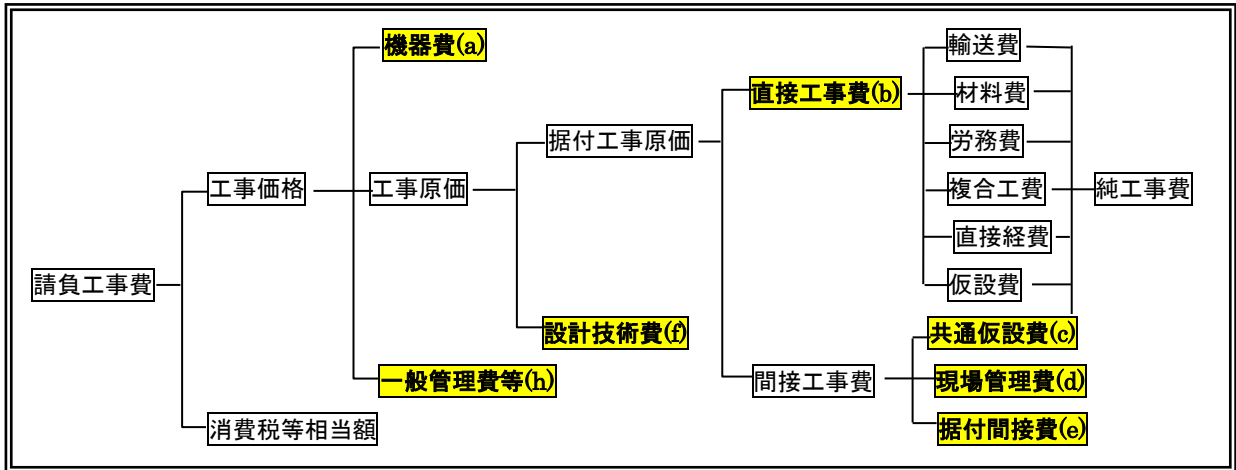
- ※ 直接工事費については、(a)+(d)により判定すること。
- 共通仮設費については、(b)+(e)により判定すること。
- 現場管理費については、(c)+(f)により判定すること。
- 一般管理費等については、(g)により判定すること。

イ 電気通信設備工事等で機器製作が含まれる工事



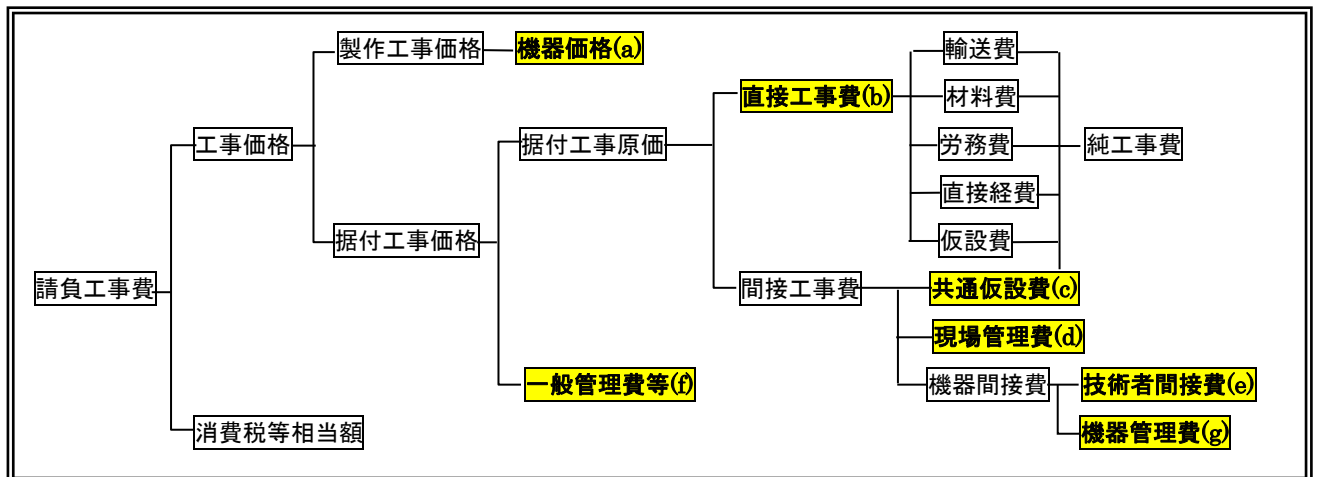
- ※ 直接工事費については、(a)+(e)により判定すること。
- 共通仮設費については、(b)+(f)により判定すること。
- 現場管理費については、(c)+(g)+(h)+(i)により判定すること。
- 一般管理費等については、(d)+(j)により判定すること。

ウ 下水道電気設備工事等で機器費が含まれる工事



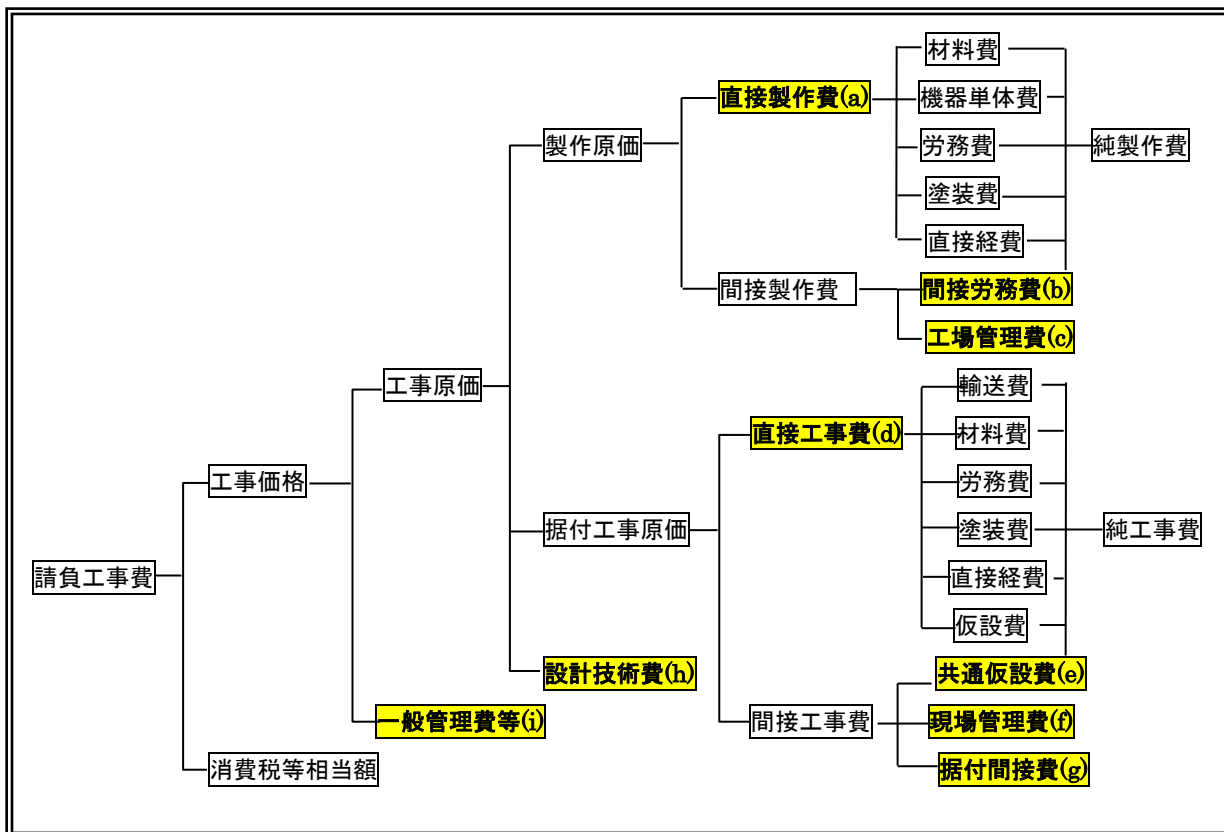
- ※ 直接工事費については、**(a)+(b)**により判定すること。
- 共通仮設費については、**(c)+(f)**により判定すること。
- 現場管理費については、**(d)+(e)**により判定すること。
- 一般管理費等については、**(h)**により判定すること。

エ 農業農村整備電気通信工事等で機器費が含まれる工事



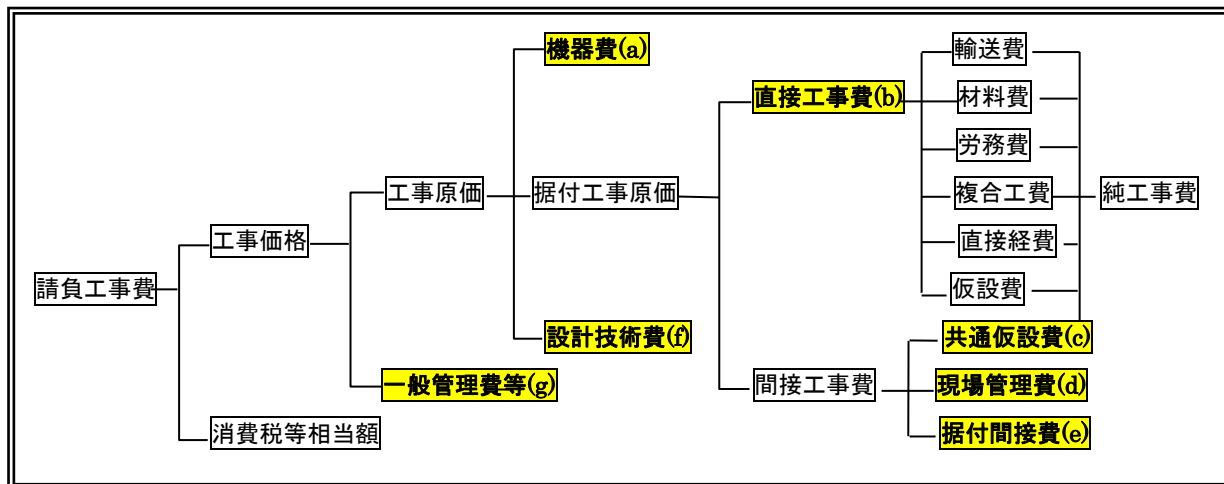
- ※ 直接工事費については、**(a)+(b)**により判定すること。
- 共通仮設費については、**(c)**により判定すること。
- 現場管理費については、**(d)+(e)+(g)**により判定すること。
- 一般管理費等については、**(f)**により判定すること。

オ 機械設備工事等で機械製作が含まれる工事



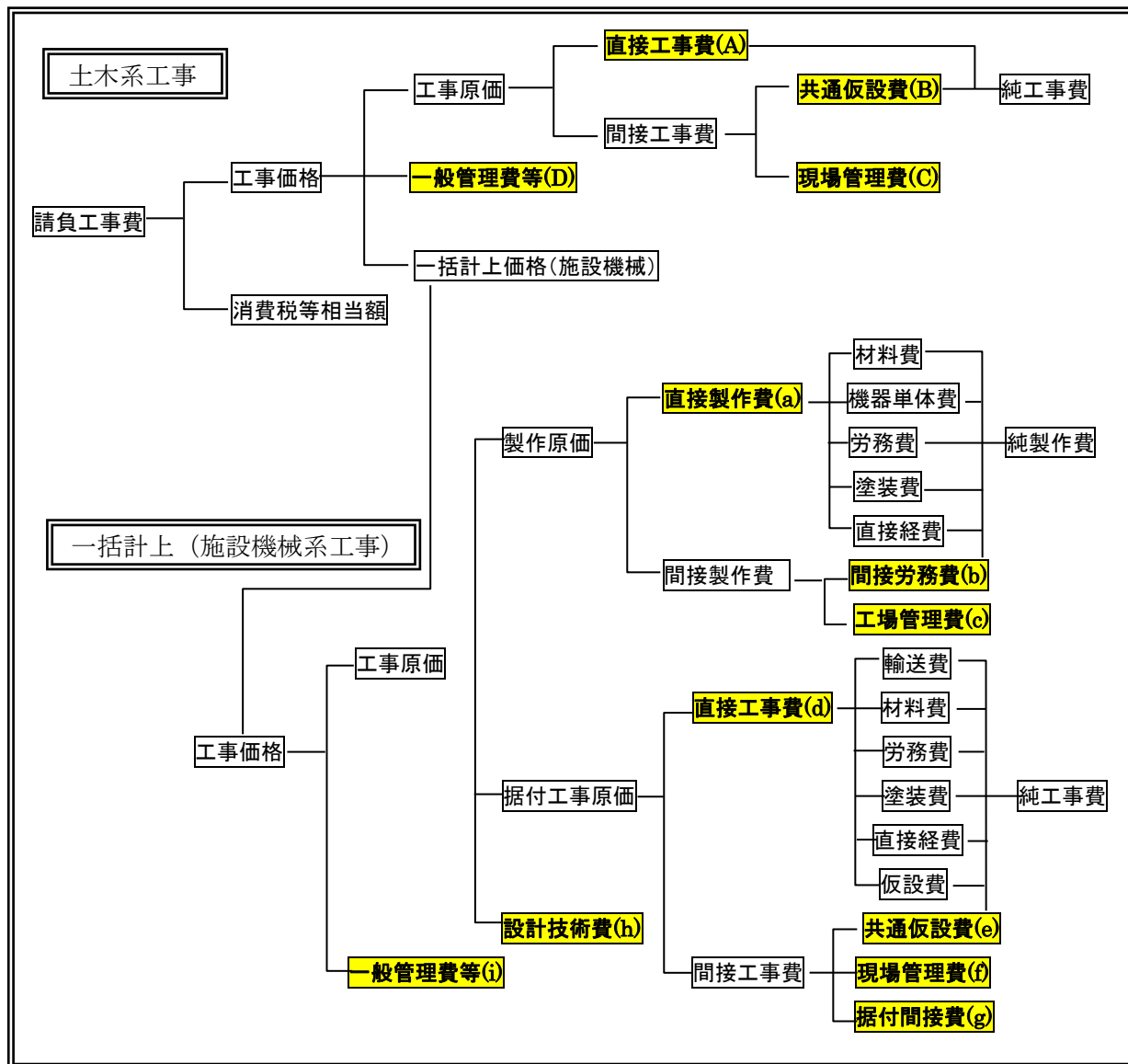
※ 直接工事費については、(a)+(d)により判定すること。
 共通仮設費については、(b)+(e)+(h)により判定すること。
 現場管理費については、(c)+(f)+(g)により判定すること。
 一般管理費等については、(i)により判定すること。

カ 下水道機械設備工事等で機器費が含まれる工事



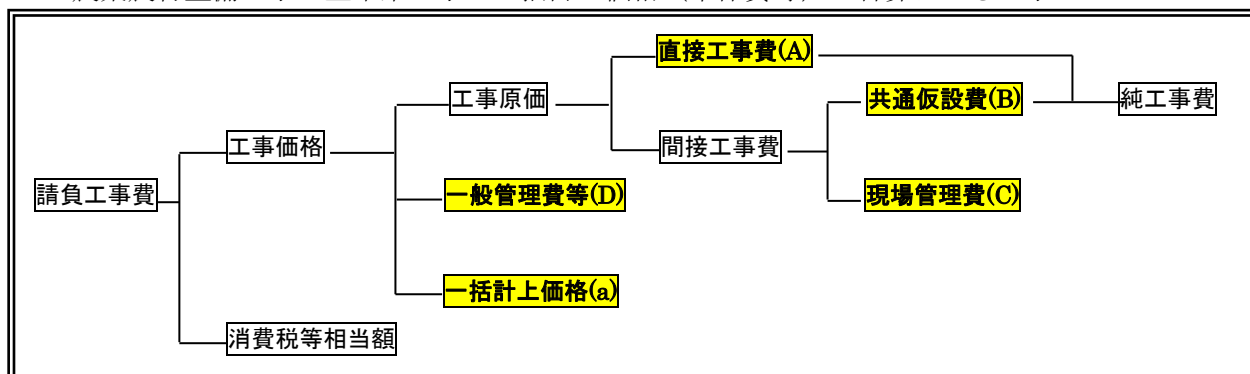
※ 直接工事費については、(a)+(b)により判定すること。
 共通仮設費については、(c)+(f)により判定すること。
 現場管理費については、(d)+(e)により判定すること。
 一般管理費等については、(g)により判定すること。

キ 農業農村整備工事で土木系工事と一括計上価格（施設機械系工事）の合算による工事



※ 直接工事費については、 $(A)+(a)+(d)$ により判定すること。
 共通仮設費については、 $(B)+(b)+(e)+(h)$ により判定すること。
 現場管理費については、 $(C)+(c)+(f)+(g)$ により判定すること。
 一般管理費等については、 $(D)+(i)$ により判定すること。

ク 農業農村整備工事で土木系工事と一括計上価格（単体費等）の合算による工事



※ 直接工事費については、 $(A)+(a)$ により判定すること。
 共通仮設費については、 (B) により判定すること。
 現場管理費については、 (C) により判定すること。
 一般管理費等については、 (D) により判定すること。